

(参考6)

廃棄、消毒等の処分の対象とする検疫有害動植物
(規程第3条第1項第4号及び別表2関係)

検疫有害動植物及び非検疫有害動植物の見直しに伴い、廃棄、消毒等の処分のうち規程第3条第1項第4号の処分の対象とする検疫有害動植物について、次のとおり見直しを行う（下線部が追加箇所、取消線が削除箇所）。

植物の種類	検疫有害動植物	措置	改正の理由
2 特用作物及びその部分であって栽培の用に供するもの	[略]	[略]	
	くわ、さとうきび、ちや等 サトウキビヨクザウムシ、ゼウゼラ・コフエアエ、チャドクガ、セラタカタカイガラムシ、ルビロウムシ 紫紋羽病菌、根頭がんしゅ病菌、サトウキビモザイクウイルス	[略]	非検疫有害動植物へ指定するため削除。
6 前各項に掲げるもの以外の植物及びその部分であって栽培の用に供するもの	1 すいれん、たぬきも等 スタミランゴガイ、ウスバキトビケラ、タロチンシロミズメイガ スイレン葉腐病菌	[略]	非検疫有害動植物へ指定するため削除。
	2 前号に掲げるもの以外の植物 オオタバコガ、オンブバッタ、キスジノミハムシ	[略]	[略]

		キク半身萎ちよう病菌、 宿根カスミソウ疫病菌 、カーネーション萎ちよう細菌病菌		
7 種子であって栽培の用に供するもの	1 いね、 おおむぎ 及びこむぎ	[略]	[略]	
		コムギツブセンチュウ、グラナリアコクゾウムシ、コクゾウムシ、スジコナマダラメイガ イネいもち病菌、オオムギ裸黒穂病菌、コムギなまぐさ黒穂病菌	[略]	非検疫有害動植物へ指定するため削除。
	[略]	[略]		
	2 前号に掲げるものの以外の植物	[略]	[略]	
		ダイズ紫斑病菌、 ダイズべと病菌、 <u>トウモロコシ黒穂病菌</u>	[略]	非検疫有害動植物へ指定するため削除。
9 切り花及び切り枝等の非栽培用植物であって観賞の用に供するもの	1 カトレア、カーネーション、きく、コトネアスター、デンドロビューム、ばら、ライラック	[略]	[略]	
		オナジマイマイ、 アウトプルシア ・エゲナ、キクヒメヒゲナガアブラムシ、コウモリガ、トリオザ・アピカリス、 <u>バクテリセラ・</u> <u>コクケレリ、</u> <u>バクテリセラ・ニ</u>	[略]	・非検疫有害動植物へ指定するため削除。 ・検疫有害動植物へ指定するため追加。

	等	グリコルニス、 バラシロハマキ、 パラフィットミザ ・ディアントコ ラ、フェナコッ クス・ゴシパイ、 マクロシフム・ ロサエ、リンキ テス・ビコロル		
	2 ヘリコ ニア、も み等であ って大型 のもの	カトレア褐色腐 敗病菌、バラ枝 枯病菌、カーネ ーション萎ちよ う細菌病菌		
10 生果実 及び生野 菜	1 オレン ジ、かり ん、グレ ープフル ーツ、な し、ぶん たん、ポ ンカン、 まるめろ、 りんご、 レモン等	[略] エピディアスピ ス・レペリイ、 グラフォリタ・ パカルディ、ク ルミマダラメイ ガ、フランクリ ニエラ・ウアッ キニイ、ミカン キジラミ、ミカ ンコナカイガラ ムシ、 ミカンヨ チジラミ 、ミカ ンワタコナジラ ミ	[略] [略]	非検疫有害動 植物へ指定す るため削除。
	2 あんず、 いちじく、 うめ、き んかん、 さくらん ぼ、ぶど う、もも、 ライム等	カンキツ黒星病 菌、フィットフト ーラ・シリंगा エ、モモせん孔 細菌病菌		

3 キウイ フルーツ、 こけもも、 すぐり、 ブルーベ リー等及 び細断さ れた生果 実	[略]	[略]	
4・5 [略]	[略]	[略]	
6 かぼち や、すい か、メロ ン等	[略]	[略]	
7 エンダ イブ、か ぶ、キャ ベツ、き ゅうり、 さといも、 しょうが、 セロリー、 たまねぎ、 トマト、 なす、に んじん、 にんにく、 はくさい、 レタス等	アシダハモダ サバエ、ウスカ ワマイマイ、ヨ ウラナメタジ、 テトラニクス・ パキフィクス、 オンシツヨナジ ラミ、タバコガ、 <u>トマトキバガ、</u> <u>トリオザ・アピ</u> カリス、ハイジ マハナアザ、バ <u>クテリセラ・コ</u> <u>クケレリ、バク</u> <u>テリセラ・ニグ</u> <u>リコルニス、フ</u> ランクリニエラ ・スクルツェイ、 ヤサイゾウムシ	[略]	・非検疫有害 動植物へ指定 するため削除。 ・対象となる 検疫有害動植 物を追加。
8 あさつ き、アス パラガス、 アーティ	ダイコン萎黄病 菌、ハクサイ黒 斑病菌、ピティ ウム・オリガン		

	<p>チョーク、うど、はなやさい、ブロッコリー、まだけ、みょうが、らっきょう、リーキ等</p> <p>9 いちご、えんどう、おくら、とうがらし、しそ、チコリ、芽キャベツ等及び細断された野菜類</p>	<p>ドラム、トマトかいよう病菌</p> <p>[略]</p>	[略]	
11 か穀類の種子であって栽培の用に供さないもの（ひき割り、粉碎等の一次加工品を含む。）	<p>1 精米、モルト等</p> <p>2 いね(精米を除く。)、おむぎ、こむぎ、とうもろこし等</p>	<p>マジョルカコマイマイ、グラナリアコクゾウムシ、コクゾウモドキ、ヨツノヨタヌストモドキ、スジコナマダラメイガ、トリボリウム・デストルクトル、ヒメアカカツオブシムシ、ファラクソノタ・キルスキ</p>	[略]	非検疫有害動植物へ指定するため削除。
13 油料種	1・2	[略]	[略]	

子であつないもの及び肥料用又は飼料用植物	[略]			
	3 アルファ アルファ、チモシー等の乾草	[略] マジヨルカコマイマイ、 アルファ アルファタヨゾ ウムシ、イネミズゾウムシ、ヒプソピギア・コスタリス	[略]	非検疫有害動植物へ指定するため削除。
14 殻果類の種子であつて栽培の用に供さないもの	1 [略]	[略]	[略]	
	2 いちよ う、カシ ューナッ ツ、はし ばみ、ペ カン、む きぐり、 むきぐる み等	カシノシマメイ ガ、コクゾウモ ドキ、 ヨツノヨ タヌストモドキ 、 ホソカクムネヒ ラタムシ	[略]	非検疫有害動植物へ指定するため削除。
17 わら類	稲わら、麦 わら及びな わ、むしろ その他のわ ら工品	[略]	[略]	
		ニカメイガ 、フ タスジカスミカ メ イネいもち病菌、 オオムギ黒さび 病菌、ムギ条斑 病菌	[略]	非検疫有害動植物へ指定するため削除。
18 木材	1 南洋材、 米材、北 洋材等	アメリカマツノ キクイムシ、オ ナガキバチ、キ アシツヤナガシ ンクイムシ、シ ロホシアナアキ ゾウムシ、スギ カミキリ、セス	[略]	検疫有害動植物へ指定するため追加。

	ジククイムシ、 ダグラスモミオ オククイムシ、 ボクトウガ、ヨ ーロッパニレノ ククイムシ		
2 [略]	[略]	[略]	

備考 この表に掲げる植物、検疫有害動植物は、例示であって、ここに例示されていないものについては、この表に準じて措置するものとする。